

令和6年度 第2回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和6年7月2日(火)

13:30～14:30

場 所：福島市市民会館501

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)大内、佐藤、鈴木

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより令和6年度第2回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。本日は、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まずは、新たに委員になられた方の御紹介を事務局よりお願いします。

(補 佐) 令和6年6月27日付けで委員に任命されました鈴木委員です。

(鈴木委員) 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

(会 長) ありがとうございました。次に、事務局は、定足数の確認をお願いいたします。

(補 佐) 本日は、安達委員・金子委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

2 議 事

(会 長) それでは、これより議事に入ります。

本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日予定しております議事は、

(1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(3) 参考人の意見聴取の実施について

(4) 配付資料の説明について

です。よろしくお願いいたします。

(1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について

(会 長) では最初に、(1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 初めに、井口労働局長から熊沢会長に対しまして、「福島県最低賃金の改正決定に関する諮問」を行わせていただきます。

局長、会長は会場中央へ移動願います。

報道機関の皆様は、諮問の撮影を行っていただいて結構ですので、撮影のできる場所への移動を許可します。

(局 長) 【 諮問文を読み上げる 】

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

(室 長) 局長、会長はお戻りください。

【 諮問文の写しを各委員へ配付 】

(室 長) 報道機関の皆様も撮影を止め、所定の席へお戻りいただき、ここから先の審議については、録画、撮影、録音等はお控えください。また、これをもって退席される方は、後ろのドアから退席してください。

それでは、諮問についてご説明させていただきます。

最低賃金法第 1 2 条では地域別最低賃金の改正について、労働局長は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、同法第 1 0 条における地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、その改正の決定をしなければならないとされています。

現行の福島県最低賃金は令和 5 年 1 0 月 1 日に改正し、約 9 か月余りが経過しました。本年度においても県内における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力、これらの状況を総合的に勘案し、最低賃金の改正決定の必要性があるとの判断に至り、本審議会に調査審議をお願いする次第です。

6 月 2 5 日に第 6 8 回中央最低賃金審議会が開催され、目安に関する調査審議の諮問が行われております。その中央最低賃金審議会における諮問文に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2 0 2 4 改訂版 (令和 6 年 6 月 2 1 日閣議決定) 及び経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 4 (同日閣議決定) に配慮した、貴会の調査審議を求める。」と記載され

ております。

この諮問文に記載されているこれらの資料につきましては、お手元の別冊資料の「第68回中央最低賃金審議会資料」に最低賃金に関連する部分を抜粋して添付してあります。

下方中央のページ数で説明しますが、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」では、最低賃金について、11ページに「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。」、12ページには「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要素も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業継承、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と記載されております。

これと同様の内容は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても19ページに記載がされております。

当審議会においても、中央最低賃金審議会の方向性をもって審議される目安額や地域の実情などを勘案して審議していただきたいという趣旨で、今回の諮問文に中央最低賃金審議会と同じ内容の文言を入れさせていただきました。

当事務局といたしましては、本審議会の運営が円滑に進められますよう最大限努力する所存であり、最低賃金の審議に必要となるデータを収集し審議の場に提供して、円滑な審議の運営に努めて参りたいと思っております。

以上、説明となります。よろしくお願いいいたします。

(会長) ありがとうございます。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(会長) 次に、(2)最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたし

ます。事務局より説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができるとするものです。

当審議会においては、かねてより本審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、審議会令第6条第5項は適用せず審議会を開催し議決する取扱いとしております。

(会 長) 事務局より説明があったとおり、審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、審議会を開催し議決する取扱いといたします。

(3) 参考人の意見聴取の実施について

(会 長) 続きまして、(3)参考人の意見聴取の実施についてお諮りいたします。
事務局より説明・提案をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第5項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

この規定を受け、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長は、遅滞なく、最低賃金審議会が最低賃金法第25条第5項の規定により、当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

また、同法施行規則第11条第2項に、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及

び関係使用者の意見をきくものとする」と規定されています。

当審議会においては、例年、施行規則第11条第2項に基づく参考人意見聴取を実施しており、意見聴取につきましては専門部会において、労働者側2名、使用者側1名の計3名から意見を聴取してきたところです。

今年度につきましても、第2回専門部会で労働者側2名、使用者側1名から意見聴取を実施することを提案させていただきます。

(会長) 参考人の意見聴取について、事務局より説明・提案がありましたが、この内容で実施することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは第2回専門部会において、労働者側2名、使用者側1名から意見を聴取することにいたします。

参考人意見聴取に関する事務については、事務局でその準備をお願いします。

(室長) 承知いたしました。

(4) 配付資料の説明について

(会長) 次に、本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室長) それでは、配布資料につきまして御説明いたします。

本日の配付資料につきましては、会議資料目次にある資料を配付させていただいております。それとは別に黄色のファイル、別冊となっているものが、中央最低賃金審議会資料となっています。

まずは、別冊以外の資料から説明いたします。いずれも下方中央のページ数で説明申し上げます。32ページからとなります。

32ページは、連合、日本経団連が発表している2024年春闘妥結状況(全国)の速報値をまとめたものです。取りまとめ時点で日本経団連については、賃金・500人未満と年間一時金は未発表となっております。

賃金の2段目、連合発表の中小共闘参加組合300人未満の6月5日公表の加重平均、回答妥結状況は、3,516組合、引上げ率4.45%、11,361円となっています。

37~42ページは、6月12日付けで福島県弁護士会から提出があり

ました「最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」の写しです。

43ページは、日本共産党の福島県議会議員から提出がありました「物価高騰に見合う全国一律時給1,500円への最低賃金の引き上げを求める申し入れ」の写しです。

44ページからは、賃金データに関する資料になります。

44ページは、毎月勤労統計調査からみる福島県の賃金（毎月勤労統計調査結果速報からの抜粋）です。事業所規模5人以上の令和5年平均の所定内給与は、229,328円で、対前年比マイナス1.2%となっています。

45ページは、毎月勤労統計調査結果速報データとその結果を基に試算した所定内給与の「時間額」となっています。県内の事業所規模5人以上の事業所における一般労働者一人あたりの所定内給与は、令和5年平均で276,854円、時間額は1,826円となっています。また、パートタイム労働者一人あたりの所定内給与は、令和5年平均で98,595円、時間額は1,133円となっています。

46ページは、「賃金構造基本統計調査」の調査結果のうち、福島県における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移です。表2の企業規模5人から9人の事業所における一月当たりの所定内給与額は、令和5年で男子が278,000円、女子は225,500円となっています。

47ページは、福島県最低賃金決定状況の推移となっております。グラフは過去10年間のものです。直前の3年間でみますと、引上げ率は、令和3年が3.5%、4年は3.62%、5年は4.9%で、この3年間で12.5%、額にして100円引上げられています。

次に経済指標に関する資料となります。

48ページからは、日本銀行が4月4日に発表した「地域経済報告」（さくらレポート）になります。

東北地域の金融経済概況の全体感等は、49～52ページに記載のとおりとなっています。

53～58ページは、日本銀行福島支店が6月17日に発表した福島県

金融経済概況です。概要は、53ページに記載のとおりとなっています。

59～90ページは、福島県企画調整部統計課が5月29日に発表した「最近の県経済動向(マクロでみる経済の動き)」です。総合判断等は、60ページに記載のとおりとなっています。

91～108ページは、福島県企画調整部統計課が5月29日に発表した「福島県鉱工業指数月報」(令和5年3月分速報)になります。

次に109ページからは、雇用・失業情勢についての資料です。

109ページは、平成24年度から令和5年度までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移のグラフです。福島県の有効求人倍率は、平成26年度以降令和元年度までは、1.4倍以上が続いており、その後2年間は少し低下しましたが、令和4年度は再び1.4倍まで回復しましたが、令和5年度に1.4倍を下回っています。

110ページは、令和3年4月から本年4月までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率(季節調整値)の月次の推移のグラフになります。

次に、生計費に関する資料についてご説明します。

111ページは、労働行政研究所が作成した「2024年版賃金決定のための物価と生計費資料」にある「標準生計費の推移」、112ページは「費用別・世帯人員別標準生計費」となっています。

112ページには、福島市における生計費の記載があり、令和5年4月では、1人世帯で127,970円、4人世帯では210,780円などとなっています。

113～114ページは、全国と福島市の「令和2年基準消費者物価指数時系列リスト」になっています。令和5年平均の消費者物価指数は、令和2年を100とした時、全国については105.6、福島市についても同じく105.6となっています。また、令和6年5月の消費者物価指数は、令和2年を100とした時、全国については108.1、福島市については108.2となっています。

次に黄色のファイルの説明に移らせていただきます。こちらに第68回中央最低賃金審議会資料、第1回目安に関する小委員会資料を編綴しておりますが、資料毎にいろいろな位置にページ数が付されておりましたので、

通しのページ数を下方中央に付しました。そのページ数を基に御説明させていただきます。

まず、「第68回中央最低賃金審議会」につきましては、6種類の資料が配付されていますが、先ほどの諮問説明の際に触れさせていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

「第1回目安に関する小委員会」については、5種類の資料が配付されています。

資料 1は、「主要統計資料」となります。この中には、「全国統計資料編」、「都道府県統計資料編」、「業務統計資料編」がございます。

30ページからの全国統計資料編には、主要指標の推移、有効求人倍率・完全失業率の推移、賃金・労働時間の推移、春季賃上げ妥結状況、夏期賞与・一時金妥結状況、消費者物価指数の対前年上昇率の推移、1月あたりの消費支出額の推移、地域別最低賃金額・未満率及び影響率の推移、賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率、地域別最低賃金と賃金水準との関係、企業の業況判断及び収益、労働生産性などの資料がございます。

都道府県統計資料編には、64ページが各種関連指標としてランク別・都道府県別の1人当たり県民所得、標準生計費、新規学卒者の所定内給与額となっております。Bランク、下から5番目の福島県の1人当たり県民所得は令和2年度で、2,833,000円、東京を100とした時の指数51.1、全国順位は第21位となっております。

また、標準生計費月額（令和5年4月）は、4人世帯で210,780円、東京を100とした時の指数82.3、全国順位は第26位となっております。

65ページが有効求人倍率の推移、66ページが失業率の推移、67ページから賃金・労働時間の実情と推移、71ページから消費者物価指数等の推移、76ページから労働者数等の推移となっております。

業務統計資料のうち、80ページは、全国の令和5年度の地域別最低賃金の審議・決定状況です。資料下部備考に記載のとおり、全国加重平均の時間額は1,004円です。

81ページは、平成26年度から令和5年度の都道府県別の目安と改定

額との関係の推移です。

82ページは、平成26年度から令和5年度の効力発生效年月日の推移です。

83ページは、全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移になります。

84ページは、最高額と最低額及び格差の推移です。令和5年度の最高額は東京の1,113円に対しまして、最低額は岩手の893円で、その差は220円、格差は80.2となっています。

85ページは、平成26年度から令和5年度の地域別最低賃金引上げ率の推移です。

86ページは、平成26年から令和5年の全国における最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移です。

87ページは、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の業種別の法違反の全国状況です。

その後は少し飛ばしまして、105ページからは、「足下の経済状況等に関する補足資料」です。

106ページには、2024年1月～5月にかかる内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断です。

107ページは、連合の春季賃上げ妥結状況の集計結果をもとに本省が作成した賃上げ率の推移の資料となっております。

108ページは、経団連の春季労使交渉、大手企業・中小企業の回答状況をもとに本省が作成した月例賃金引上げ（アップ率）の推移の資料となっております。

109ページは、雇用人員判断D・Iの推移になります。

110～113ページまでは、地域別（ランク別）の状況についての各種資料となっております。

114～119ページまでは、産業別の状況についての各種資料となっております。

120～125ページまでは、消費者物価についての各種資料となっております。

126～130ページまでは、倒産の動向資料となっています。

131～145ページまでは、中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等についての資料となっております。

146～164ページは、価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果です。

165ページは、第2回から第4回までの目安に関する小委員会の開催予定案についての資料です。

166ページからは、参考資料としまして、最低賃金に関する調査研究として、まず労働政策研究・研修機構の「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2023年）の概要（速報）、株式会社NTTデータ経営研究所「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2024年）の概要（速報）の資料となっております。

配付資料の説明は以上です。

（会長） 別冊ではなく111ページの標準生計費の推移（一人世帯）ですが、令和4年度についてだけ、福島市が全国平均、東京都よりも高くなっています。何か事情がありましたでしょうか。

（室長） 昨年も住居費がここだけ高くて、令和5年度を見ましたら低い額になっていました。

（会長） すみません。思い出しました。去年もこのことについて議論しました。結局、決着が着かなかったですね。わかりました。

（会長） 他にご質問ございませんか。

（ な し ）

4 閉 会

（会長） 以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。